

八幡平市監査委員告示第5号

令和4年3月14日付け八監査第151404号の定期監査（令和4年1月実施分）の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月1日

八幡平市監査委員 村 山 巧
八幡平市監査委員 井 上 辰 男

措置内容 別紙のとおり

定期監査指摘事項の措置状況通知書

商工観光課

令和4年1月13日監査実施

指摘事項	措置状況	再発防止策	改善、検討措置の実施等年月日
<p>予算執行に係る関係課長への合議について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>令和3年度の八幡平メディテックバレー推進事業について、八幡平市メディテックバレーコンソーシアムに対する負担金33,410,000円の支出を、企画財政課長の合議を経ずに行っている。八幡平市予算規則第12条の表第1項は、施行の決定及び内容の変更の際の合議について規定しており、同項第4号において、1件200万円以上の負担金については企画財政課長に合議をしなければならない旨規定されているので、予算の執行に当たっては、その都度予算規則等の関係例規を確認して、適時・適切に関係課長への合議を行い、規則等に定める決裁区分に則した決裁を得たうえで、適正に予算を執行すること。</p>	<p>令和4年3月14日付け八監査第151404号で通知のあった定期監査における指摘のうち、八幡平市メディテックバレーコンソーシアムに対する負担金の施行伺いについて、八幡平市予算規則に基づき、企画財政課長の合議を行った。</p>	<p>施行決定及び予算執行の際は、予算規則等の関係例規を確認し、適正な執行に努める。</p>	<p>令和4年3月30日</p>